

東日本大震災の影響による 財団の節電対策

一年前のあの日の出来事。忘れられない・・・忘れてはいけない・・・
3月11日14時46分18.1秒。

太平洋三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震。地震の規模はM（マグニチュード）9.0で気象庁観測史上最大の地震となりました。この地震により発生した大津波が東北地方から関東地方の太平洋岸に襲来し、各地に甚大な損害をもたらしました。また地震発生後、福島第一原子力発電所において、放射性物質が漏出する重大事故により、我が国は戦後最悪の危機ともいえる状況に至りました。

当財団もその日、文化会館小ホールでクラシックコンサート本番中でもあり、各会議室・練習室など、館内にお客様・主催者の方約1,200名来館されておりました。幸いにも、日頃の防災・避難訓練のおかげで怪我をされた方などはなく、揺れが収まってからコンサートなども続行され無事終演し、胸をなでおろしたのを昨日のこのように覚えております。

また、この災害により鉄道やバスなど多くの交通機関がストップし、首都圏および関東地方を中心に約10万人の方が帰宅困難者となり、急遽、文化会館も避難場所として開放し、対応いたしました。

まさに大変動の一年の始まりでした。

あらためて被害にあわれた方々に対しまして謹んでお見舞いを申し上げます。

一年が過ぎ、国をあげて復興に向けてなお一層努力し、大きく前進していかなければなりません。

当財団も、公益財団法人の責務として、文化活動を基軸に芸術文化で皆さまの活動をしっかり支えてまいります。

このことが少しでも復興に向けた支援になるものと信じております。

さて、この震災による深刻な電力不足からの節電について、財団としての対策をお話ししましょう。

経済産業省からの通知書を基に、文化会館は大口需要家として、7月1日から9月22日（緩和措置で9月9日までに変更）午前9時から午後8時までの時間帯に電気事業法第27条、電気事業法施行令第2条第1項及び規則に基づき、使用最大電力の制限率0.85%がかり、この制限に違反した場合には、電気事業法第119条第7号により罰則「(100万円/時間)以下の罰金」が料される場合があるとのことでした。併せて、市川市からも罰則はないものの、節電行動計画で目標値（削減率）0.75%の指示がありました。

そこで考案実施した、利用者・来館者の方々とともに推進する節電対策と職員・常駐委託業者とともに取り組んだ節電対策をご紹介します。

1. 利用者・来館者の方々とともに推進する活動

(1) 照明設備関連 館内照明を必要最小限に抑えて対応します。

公益財団法人市川市文化振興財団

施設管理担当主幹 山口 裕之

- (2) 空調設備関連
- ①館内温度を28℃に設定して温度管理を徹底します。
 - ②空調負荷を状況に応じて断続運転（冷温水ポンプの間欠運転等）します。
 - ③空調機器のフィルター清掃をこまめに行い、冷房効率を向上させます。

- (3) その他
- ①エレベーターの一部運転停止します。
 - ②自動販売機を利用者がいないエリアは、停止します。

2. 職員・常駐委託業者の節電の取組み

- ①使用していないエリアの徹底した消灯など節電意識の向上。
- ②事務室・スタッフ控室のパソコン等の待機電力削減の徹底。
- ③利用者・来館者の方々に節電を促すポスター掲示や啓蒙活動の実施。
- ④夏季期間中の服装は、軽快クールビズの推進。

館内には、このようなポスターを掲示しました。



このように利用者・来館者の方々と協同行う推進活動を基に、具提案（例えば照明器具のどこの蛍光灯何台間引きし、何%の照度で何kw節電、熱源では、冷温水ポンプ何台運転を何台運転で何kw節電など）を検討して、数字を積み上げ、日々、使用電力を徹底管理・監視し、節電した結果、指定する電気使用制限の期間を国の使用制限率および市の目標値とともに守ることができました。使用制限解除になった現在（平成24年2月時点）も、国が定めた使用制限を維持しており、今後も継続していく方針です。

最後に、当財団は、東日本大震災からの早期復興に協力する観点から、利用者・来館者の安全・安心の確保を大前提に、これからも電力などの節約に積極的に取り組むことをお約束いたしますので、皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

管理グラフで毎日管理

